

荒廃農地再生・集積促進事業

荒廃農地を利用する際の再生コスト等のリスクを軽減し、荒廃農地のさらなる活用を促進するとともに、意欲的な農業者の経営発展を支援します。

【補助対象者】

以下のいずれかに該当するもの

- 1 認定農業者
- 2 認定新規就農者
- 3 基本構想水準到達者
- 4 地域計画の目標地図に位置付けられた者(位置付けられる予定を含む)かつ一定の要件を満たすもの



【事業要件】

以下のすべてを満たすこと

- 1 **所有権の移転または農地中間管理事業によって権利移転した農地**であること
- 2 農業振興地域の農用地区域(**青地農地**)かつ**地域計画**の区域内(作成予定を含む)であること
- 3 **総事業費が200万円未満**であること
- 4 **事業実施後5年間以上耕作**すること

【補助対象】: 以下の取組について県と市町で協調助成します

区 分	内 容	補 助 率	
		県	市町
再生作業	- 農地の障害物除去 - 深耕 - 整地 - 上記と合わせて行う土壌改良	1/2 以内	1/2 以内
施設補完整備 (再生作業と附帯して実施する場合に限ります)	農業用排水施設整備	1/2 以内	1/2 以内
	- 農道等の新設、廃止又は変更 - 暗きょ排水の新設又は変更 - 客土 - 廃棄物処理 - 農用地の保全 - 農業体験施設整備	1/4 以内	1/4 以内

【問合せ先】: お近くの農林事務所にお問合せください

賀茂農林事務所: (0558)24-2076

東部農林事務所: (055)920-2158

富士農林事務所: (0545)65-2194

志太榛原農林事務所: (054)644-9214

中遠農林事務所: (0538)37-2269

西部農林事務所: (053)458-7212